

第17回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年5月23日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(委員)

今瀬義幸, 大串雅里, 河合良房, 富田善範, 野尻哲也, 平田稔, 三好忠博,
山川隆司, 山田耕司, 山田美智枝, 吉橋由香(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 事務局長, 事務局次長, 総務課長, 総務
課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介(自己紹介)

今瀬義幸委員, 野尻哲也委員, 平田稔委員

(2) 委員長あいさつ

(3) 「裁判所支部について」の説明及び意見交換

別紙1及び別紙2の1記載のとおり

(4) 庁舎案内

(5) 「裁判所利用者に対するアンケートについて」の意見交換

別紙2の2記載のとおり

(6) 裁判所からの報告

岐阜地裁における裁判員裁判の実施状況

(7) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判所利用者に対するアンケートについて」

(8) 次回期日

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

岐阜地方裁判所の支部について

平成23年5月23日
岐阜地方裁判所委員会

Q 岐阜管内の支部はどこにありますか。



- 大垣支部
- 高山支部
- 多治見支部
- 御嵩支部

Q 岐阜管内の支部はどこにありますか。



- 大垣支部
JR大垣駅(徒歩10分)

Q 岐阜管内の支部はどこにありますか。



- 高山支部
JR高山駅(徒歩5分)

Q 岐阜管内の支部はどこにありますか。



- 多治見支部
JR多治見駅
(徒歩15分)

Q 岐阜管内の支部はどこにありますか。



- 御嵩支部
名鉄広見線御嵩駅(徒歩10分)

Q 支部の庁舎の規模は？



● 大垣支部
昭和35年10月31日築
鉄筋コンクリート造地上3階建て
エレベーターあり

Q 支部の庁舎の規模は？



● 高山支部
昭和51年11月20日築
鉄筋コンクリート造地上3階建て
エレベーターあり

Q 支部の庁舎の規模は？



● 多治見支部
現在建設中
(平成23年7月完成予定)
鉄筋コンクリート造地上3階建て
エレベーターあり

Q 支部の庁舎の規模は？



● 御嵩支部
昭和49年3月30日築
鉄筋コンクリート造地上2階建て
エレベーターなし

Q どんな職種の人が働いているのですか。

● 裁判官		● 一般職	
大垣支部	3人	大垣支部	24人
高山支部	1人	高山支部	13人
多治見支部	3人	多治見支部	25人
御嵩支部	2人	御嵩支部	11人

* 簡裁判事も含む
* 上記裁判官数は、本務者のみを計上したもので、地家裁と簡裁との兼務者をそれぞれ計上すると、大垣支部5人、高山支部2人、多治見支部5人、御嵩支部3人となる。

(平成23年4月1日現在)

Q 執務時間は何時から何時ですか。
午前8時30分から午後5時まで

Q 支部で取り扱う事件は、どんなものがありますか。

- 大垣支部
民事、刑事、家事、少年
- 高山支部
民事、刑事、家事、少年
- 多治見支部
民事、刑事、家事
- 御嵩支部
民事、刑事、家事

Q 事件数は何件くらいあるのですか。



Q 事件数は何件くらいあるのですか。



Q 支部では裁判員裁判は行われていないのですか。

- 地方裁判所のすべての本庁
(50 か所: 各都道府県の県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路)
- 一部の地方裁判所支部(10 か所: 立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山)

→ 岐阜地裁においては本庁のみ

Q 法廷傍聴をする場合は、どうすればよいのですか。

- 法廷が開かれていれば、事前に申し込まなくても傍聴することができます。
- 当日の予定は、法廷の入口に掲示されている裁判の予定表(開廷表)で確認できます。
- 傍聴希望者が多い裁判では傍聴券交付手続が行われる場合もあり、その場合には、指定された場所に集合時間までにお越しいただき、傍聴券を入手する必要があります。傍聴券交付手続が行われる裁判については、ウェブサイト上で確認することができます。



ご静聴ありがとうございました

別紙 2

意見交換の要旨

1 「裁判所支部について」

(A 委員) 支部については御説明いただいたが、本庁には何人の裁判官がいるのか。

(B 委員) 岐阜地家裁を含めて 17 人である。なお、簡易裁判所は含めていない。

(C 委員) 裁判官はそれぞれ 1 人で事件を担当するのか。

(B 委員) 民事事件及び刑事事件では、原則 1 人の裁判官が個々の事件を担当するが、法律によって合議体で取り扱うと定められている事件や複数の裁判官で担当した方がよいと判断された事件については、3 人の裁判官による合議体で審理が行われる場合がある。また、裁判員裁判は、原則として裁判官 3 人と裁判員 6 人の合わせて 9 人で審理することになっている。支部では、現在は、合議体を構成する支部がないため、裁判官が 1 人ずつで個々の事件を担当している。

(D 委員) 以前は、大垣支部及び高山支部にも合議体があった。また、郡上や関にも支部や簡裁があった。それらが、徐々に廃止され、本庁に集中してきた。いろいろ事情があるとは思いますが、頼りがいのある司法という司法制度改革の目的からすると、あまり集中してしまうのもどうかと思う。例えば、郡上に支部を設置してほしいというようなことを委員会としての意見として出せないか。

(B 委員) どこに支部を設置するかという点については、当然、国民のニーズを考慮する必要があると思われる。ニーズは、事件数によって推し量ることができるが、先程話が出た郡上には現在も簡裁があるが、民事事件の新受事件数は極めて少ないというのが現状である。

中津川にも簡裁があるが、こちらには先日、法テラスが開設された。

今後の事件数の動向にもよるが、事件数が増加すれば検討の余地があるかもしれない。

(D 委員) 美濃加茂市や可児市は人口が増加しており、交通の便もよくなってきているため、御嵩支部を、美濃加茂市や可児市あたりに移転することも構想としてはありうるのではないか。

(B 委員) 可児市の市民からそのような要望が出たことはないか。

(A 委員) 市民の方から移転してほしいというような要望は聞いたことはない。

(B 委員) 支部を設置する場所については、人口の推移だけでなく、交通事情も考慮に入れなければならないと思われる。東濃地域には、名鉄広見線の廃止問題があるが、これに関して可児市は直接的には関わっていないのか。

(A 委員) 御嵩町を中心に「名鉄広見線を守ろう会」というものが発足し、その後、広見線存続問題に対する対応策を協議するための協議会が設けられ、その協議会に可児市も参加しているが、やはり利用者がいないと難しく、大変厳しい状況になっている。

(E 委員) このような状況は裁判所だけでなく、官公署であれば似たような状況であるので、裁判所の支部の状況について特に意見はない。

(F 委員) 大垣も似たような状況で、養老線も樽見線も廃止に向けて検討されている。このような交通事情では、揖斐郡から大垣市には人が流れず、海津市に至っては名古屋市に人が流れていく。このような状況だとなかなか当該支部が地域の住民にとって身近な存在とはならない。

(G 委員) 裁判所にはなかなか気軽には行けないものだが、支部が置かれている地理的要因で足を運びづらい状況になってしまうのはもったいないと思う。

(D 委員) 高山支部の場合、岐阜市からはかなり遠い。中には本庁でしかできない手続があって、労働審判もその一つである。労働審判は労働紛争を早

期解決するための制度であるが、高山市に在住している者にとってはなかなか使えない。とてもよい制度であり、全国的には件数も増加しているのに支部で労働審判事件が取り扱えないというのはもったいないと思う。

(C委員) 下呂市金山町が本庁の管轄であることからすれば、管轄を定める際にはあまり行政区域に固執しなくてもよい、という考え方もあり得るのか。

(B委員) かつて長野県木曾郡山口村も、越県合併により岐阜県中津川市に編入され、中津川簡裁の管轄になったことがある。このように全く例がないわけではないが、なかなか簡単なことではないと思われる。

(E委員) 一般人から見れば、利用する機会が少なければ、必要となった場合に裁判所のある場所まで行くというのはやむを得ないのであって、その意味では、ハードではなく、ソフトで対処していくべき問題であると思う。ちょっとした相談ができる場所や、あるいは法律問題などもっと難しい問題を扱う場所が他にもあれば、必ずしも裁判所に行かなくてもいい。相談ができるところが充実してくれば、ハードで対応できないところがカバーできるようになるのではないか。

(D委員) ソフトの充実は私も大切だと思う。相談機関の充実という意味では、中津川市に法テラスが開設されたし、郡上などにも法律相談センターが設立されるなど、徐々に充実してきていると思う。

(H委員) 消費生活センターには破産についての相談がたくさんあるのだが、遠方の人に岐阜まで来てくれというのは心苦しかった。

(F委員) 裁判所に相談を持ち込む場合、管轄は自分で選択することができるのか。

(B委員) 相談だけなら管轄は関係がないが、実際に事件として取り扱うとなると、管轄は法律で定まっている。民事事件であれば、まず、訴えられた人の住所地を管轄する裁判所に管轄があるということになるが、そのほ

かには不動産の所在地を管轄する裁判所，不法行為が行われた地を管轄する裁判所などがあり，中には複数の管轄が競合する場合もある。その場合は選択することができるということになる。

管轄する裁判所が遠方の場合，毎回出頭するのは大変なので，電話会議システムを利用して手続を行う場合もある。

(A 委員) 事件数と裁判官の人数とのバランスはとれているのか。

(B 委員) 裁判官の配置は事件数などを考慮し適正に配置されていると思う。多治見と大垣については事件数が同規模であり，同数の裁判官が配置されている。

2 「裁判所利用者に対するアンケートについて」

(E 委員) アンケートを実施して，その結果がどの程度反映されたのかが分かる例はあるのか。

(B 委員) ウェブサイトで把握した限度であるが，他の裁判所でアンケートを実施した結果では，施設に関する意見，職員の対応に関する意見，個別事件に関する意見などが多く見られる。個別事件に関するものは裁判の独立との観点から対応はできないし，施設についても昨今の財政状況からすると困難な点もあるが，職員の対応に関する意見については真摯に耳を傾けていかなければならないと考えている。

(D 委員) 委員会の本来の目的は市民の声を裁判所の運営に活かすことであるが，外部委員はいるものの人数的に少なく，委員自身も裁判の経験があるわけではないので，広く一般の声を取り入れるという点では限界があると思われる。裁判所を，市民に親しみやすい，身近で頼りがいのあるものとするためには，実際の利用者の声を聴くべきではないか。

アンケートを実施するためには，アンケートの主体を裁判所とするか委員会とするか，実施期間を常時とするか一定期間とするか，交付方法を備置きとするか手渡しとするか，回収方法を回収箱の設置とするか職

員の受け取りとするかなど、いろいろ検討すべき項目がある。

(B 委員) 当庁の場合、構造上、地家裁別々でアンケートを実施するのは難しいと思われることから、主体がどちらになっても、地家裁合同で実施することを提案したい。次回までにたたき台となるものを準備させていただいて、家裁委員会の了承が得られれば、地家裁合同で委員会を実施し、検討をしていきたいと考えている。市などでアンケートを実施したことはあるか。

(A 委員) 可児市では、広報紙に毎年 1 度「市長への手紙」というハガキを入れているが、その際には多くの要望が寄せられる。

(H 委員) 庁舎見学をさせてもらったが、どういう場所か分からないところもあった。仮庁舎だから不便でも仕方がないというのではなく、不便な思いをする人がいないよう、より使いやすい仮庁舎を目指して早くアンケートを実施した方がよい。

(B 委員) 仮庁舎ができたばかりの頃は案内も分かりづらかったと思うが、その点については徐々に改善させていただいているところである。早急にアンケートを実施した方がよいという意見はもっともであるが、家裁委員会での意見も聴く必要があることから、この場で決めることができないことについては御了承いただきたい。

(F 委員) 病院などの医療機関においてもアンケートはよく実施するし、アンケートの実施自体が病院機能評価の対象ともなっている。アンケートを実施する際には、年配の人や障がい者などの社会的な弱者や日本語を話せない外国人も意識した方がよい。

(E 委員) 裁判所に来る前に予め案内してあった場合と案内していない場合とで、本人が裁判所に来た際の受け止め方が異なると思われるので、アンケートを実施する際には区別した方がよいと思う。

以 上